

入札説明書

この入札説明書は、介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託（以下「本業務」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

1 委託内容

介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託仕様書のとおり

2 入札参加資格確認申請に必要な書類

（様式1）競争入札参加資格確認申請書	1部
（様式2）同種業務の履行実績に関する調書	1部
（様式3）誓約書	1部
会社概要（パンフレット等）	1部

3 質問及び回答

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、「介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託に係る質問・回答書（様式4）」により行ってください。

（1）質問提出期限 令和6年9月27日（金）午後5時

（2）質問提出方法 持参又はE-mailによります。

質問提出用E-mailアドレス：kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

（E-mailの場合は電話により到着の確認を行ってください。）

（3）回答期限 令和6年10月9日（水）午後5時

（4）回答方法 E-mailにより送付します。

回答は、入札参加資格があると認められた者すべてに送付します。

4 入札参加者の資格

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件をすべて満たした者であることを要します。

（1）佐賀県内に本店を有する者、又は佐賀県内に支店等を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関などにおいて手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 過去 3 年間に同種業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 日時 令和 6 年 10 月 22 日（火）午前 11 時
- (2) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
佐賀県庁旧館 3 階 部内会議室

6 入札方法等

- (1) 入札は、「入札書（様式 5）」により、本人又はその代理人が行うものとします。
- (2) 代理人が入札をする場合は、入札前に「委任状（様式 6）」を提出するものとします。
この場合、入札書には入札参加者（代理人）の住所、氏名又は名称若しくは商号を記載しておかなければならないものとします。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正箇所を二重線で上書きするものとします。
ただし、金額欄を訂正することはできません。
- (4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をすること

ができません。

- (5) 郵送による入札の場合は、記録の残る方法とし、令和6年10月21日(月)午後5時までに「入札書(様式5)」を担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「介護の魅力発信事業に係るさがケアの特集記事作成及び会員向けメール作成業務委託に係る入札書在中」と朱書き及び「入札書(様式5)」の日付欄には入札日を記載してください。
- (6) 入札回数は、3回を限度とします。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。
- (8) 契約書類は「業務委託契約書(案)」によります。
- (8) 契約書類の提出と同時に、「個人情報の管理体制等報告書」を提出してください。また、個人情報の管理体制等に変更があった場合には、「個人情報の管理体制等変更報告書」により報告してください。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

8 その他

- (1) 談合情報があった場合、その情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (2) 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則(平成4年佐賀県財務規則第35号)の定めるところによります。
- (3) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定(第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰則規定(条例第47号)に基づき処罰されることがあります。
- (4) この入札に関する手続に要する費用の一切は、参加希望者の負担とします。